

		イギリス	スウェーデン	フランス
4 養成機関と教育機関・教育内容	養成機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ City &amp; Guilds</li> <li>・ CACHE</li> <li>・ EDI</li> </ul>	大学の教員養成課程	社会福祉関連の専門学校等
	教育期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ City &amp; Guilds の場合、プレイワーク(レベル3)477～492時間の学習でディプロマ取得</li> <li>・ 乳幼児資格保持者は80時間の学習で資格取得</li> </ul>	2001年以降は3.5年間(小学校との統合や発達心理学の重要性で)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 集団活動指導員(BAFA)、養成総計期間は30ヶ月以内、12ヶ月の養成も可</li> <li>・ 集団活動指導員責任者(BAFD)、養成総計期間4年以内</li> </ul>
	教育内容	<p>プレイワークの内容と理論(サーティフィケートレベル)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ プレイワークの原理</li> <li>・ 子どもの自発的な遊び</li> <li>・ 子どもの福祉に対する理解</li> </ul> <p>(ディプロマレベル)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ プレイワークのチームとして働くこと</li> <li>・ 予算を管理すること</li> </ul> <p>その他、通信教育で資格を取得する方法もある.</p>	<p>一般科目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育理論</li> <li>・ 幼児と若者の発達</li> </ul> <p>幼児・初等教育に関する科目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 言語</li> <li>・ 読み書き</li> <li>・ 算数</li> <li>・ 環境問題 等</li> </ul> <p>選択専門科目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 統合教授法</li> <li>・ 社会学</li> <li>・ 成人教育</li> <li>・ 国際化等</li> </ul> <p>*2011年の法改正により、学童保育教員の教員養成課程は180単位以上</p>	<p>集団活動指導員(BAFA)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 理論I期、II期(一般理論、指導員職)</li> <li>・ 実地研修(学校休暇の合宿、余暇センター、スカウトなどの組織で対応)</li> </ul> <p>集団活動指導員責任者(BAFD)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 二期にわたる理論(管理職の基本)</li> <li>・ 二回の実地研修(各回最低14日間以上、学校休暇の合宿、余暇センター、スカウト等の組織でマネージャーとして働く)</li> </ul>

オーストラリア	韓国 (地域児童センターについて)	日本
大学・専門学校 (TAFE) コミュニティカレッジ	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学の社会福祉学科</li> <li>社会福祉専門教育機関</li> </ul>	国独自の養成及びその機関はない
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ Certificate IV in children's services 713 時間</li> <li>・ Diploma of children's services 1390 時間 (Certificate IV が前提)</li> <li>・ Certificate III 443 時間の必修と 120 時間の教育実習</li> </ul>	社会福祉士 2 級 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専門学校卒者：14 科目 42 履修単位、120 時間実習必要：約 1 年所要</li> <li>・ 高卒者：27 科目 81 履修単位、120 時間：約 1 年半～2 年所要</li> </ul>	-
Certificate IV in children's services <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必須科目 「危険な状態にある子どもの理解と対処」、「子ども達の健康と安全の確保」、「遊びで子ども達を発達させる」等 12 科目</li> <li>・ 選択科目 「子どもや若者をサポートする行動」、「電子教材の使い方」、「特別な支援が必要な子どもと一緒に楽しめる遊びを考える」等 5 科目</li> </ul> Diploma of children's services <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必須科目 「連邦基準の遵守と保育の質が維持できるように職場を管理する」、「施設のプログラムと日常の子どもの世話を直視し、評価する」等 10 科目</li> <li>・ 選択科目 「子ども達の審美眼や創造性を育む」等 7 科目</li> </ul> Certificate III in children's services           「子どものへの接し方」、「保育余暇の規則や施設の規則」、「絵本の読み方」、「童謡」、「子どもの観察方法」、「記録のとり方」等を半年～1 年 (フルタイム通学の場合) で学ぶ	「必修科目」 社会福祉概論、人間行動と社会環境、社会福祉政策論、社会福祉法、社会福実践論、社会福祉実践技術論、社会福祉調査論、社会福祉行政論、地域社会福祉論、社会福祉現場実習(120 時間) 総 10 科目  「選択科目」 児童福祉論、青少年福祉論、老人福祉論、障害者福祉論、女性福祉論、家族福祉論、医療社会事業論、学校社会事業論、精神健康論、社会福祉資料分析論、社会福祉プログラム開発論、社会福祉発達史、社会福祉倫理と哲学 中 4 科目選択	-

		イギリス	スウェーデン	フランス
5 学童保育指導員の業務	業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもと一緒に遊ぶ.</li> <li>・朝食を作る.</li> <li>・宿題の面倒をみる.</li> <li>・子どもの安全を守る.</li> <li>・遊びの環境を設定する.</li> <li>・子どもの話をきく.</li> <li>・工作、スポーツ等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育と教育の統合活動（学校との交流大）</li> <li>・絵画、技術等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化、スポーツ、遊び等を通して余暇を楽しむ活動</li> </ul>
	指導員一人当たりの 担当子ども数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3～7才は8人まで</li> <li>・8才以上は10人まで</li> </ul> 常時2人以上の職員配置  <ul style="list-style-type: none"> <li>・有給職員一人当たり平均定員数</li> <li>放課後クラブ 5.6人</li> <li>休暇クラブ 4.8人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教員一人当たり 21.5人</li> <li>・クラス当たり平均児童数 38.1人</li> </ul>	学校休日の水曜日 3～6才 児童8人 6～12才 児童12人  給食日及び放課後 3～6才 児童15人 6～12才 児童30人

オーストラリア	韓国 (地域児童センターについて)	日本
<p>「アシスタント・コーディネータ」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・遊びの計画をたて実行する</li> <li>・子ども達の発達を促進する</li> </ul> <p>「コーディネータ」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総責任者として教育プログラム管理・計画</li> <li>・子どもの安全管理、建物の管理</li> <li>・食べ物、飲み物等の管理</li> <li>・スタッフ管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護、学習指導、給食提供など放課後生活支援全般</li> <li>・相談、地域社会連携、親相談など総合的支援</li> <li>・その他にも多様なプログラム実施（英語、絵、音楽、体育、キャンプなど）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの健康管理、情緒の安定の確保</li> <li>・出欠確認をはじめとする子どもの安全確認、活動中及び来所・帰宅時の安全確保</li> <li>・子どもの活動状況の把握</li> <li>・遊びの活動への意欲と態度の形成</li> <li>・遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培うこと</li> <li>・連絡帳等を通じた家庭との日常的な連絡、情報交換</li> <li>・家庭や地域での遊びや環境づくりの支援</li> <li>・その他、健全育成上必要な活動</li> </ul>
<p>平常時 児童 15 人まで 遠足時 児童 8 人まで 水泳時 児童 5 人まで</p> <p>音楽、外国語等の専門分野、担当の職員なし</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童 10 人～30 人未満：施設長 1 名、生活福祉士 1 名</li> <li>・児童 30 人以上：施設長 1 名、栄養士 1 名、生活福祉士 2 名が最低基準であるが、ほとんどのセンターで専門ボランティアと生活支援ボランティアが参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの集団規模については、「おおむね 40 人程度」で「最大 70 人」という国のガイドラインがある。</li> <li>・指導員一人当たりの子どもの数に関する明確な配置基準はない。</li> </ul>

		イギリス	スウェーデン	フランス
6 学童保育指導員の勤務	所属機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後クラブ 私営 27,000人 (41%) 寄付により運営されている組織 17,600人 (26%) 学校・大学 16,900人 (25%) 自治体 5,300人 (8%)</li> <li>尚、放課後クラブの有給職員の32%は別の仕事との兼務</li> <li>休暇クラブの有給職員の22%は他の有給職との兼務</li> </ul>	教育省 (管轄) 地方自治体 (運営責任)  1~6才は保育学校教員 6~7才は就学前学級教員	地方自治体が多い。 パリ市の場合 100%パリ市
	平均勤務時間	放課後クラブ 22時間 休暇クラブ 30時間  <ul style="list-style-type: none"> <li>・運営責任者の勤務時間が長い。</li> <li>・運営形態別では私営が一番長い。</li> </ul>	不明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パリ市正職員は週 32時間、土日は休日</li> <li>・週末の学童保育所は別の民間組織が業務を行う。</li> </ul>
	平均勤務年数	有給職員の平均勤続年数 <ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後クラブ 5年</li> <li>・休暇クラブ 5年3ヶ月</li> </ul> 離職率は高い。	10年 (全国平均) 8年 (ストックホルム)	パリ市職員の場合、18才~定年まで。 但し、通常は自由契約職員からはじめて公務員試験を受けて正職員になる。

オーストラリア	韓国 (地域児童センターについて)	日本
<ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティ</li> <li>・非営利団体</li> <li>・私立小学校専属</li> <li>・教会</li> <li>・営利団体</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民団体</li> <li>・宗教団体</li> <li>・民間企業</li> <li>・自治体</li> <li>・個人 など</li> </ul>	<p>各運営主体（市区町村、地域運営委員会、社会福祉法人・NPO 法人など各種法人等）により雇用されている。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・明確なデータなし</li> <li>・求人広告によると 14～18 時までの 4 時間×5 日間が一般的である。</li> </ul>	<p>一日 8 時間以上</p>	<p>市区町村または運営主体によって異なる。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・コーディネータ 10 年以上 40%、次いで 5 年以上</li> <li>・アシスタント 1～2 年 55%</li> <li>・アシスタント・コーディネータ 3～9 年 60%</li> </ul>	<p>不明</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常勤指導員 8.9 年</li> <li>・非常勤等指導員 3.1 年（約半数が 3 年未満）（国民生活センター調査）</li> </ul>

		イギリス	スウェーデン	フランス
6	学童保育指導員の勤務 性別・平均年齢	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後クラブ (女性 92%、男性 8%)</li> <li>・休暇クラブ (女性 90%、男性 10%)</li> </ul> 有給職員の年齢(放課後クラブ) <ul style="list-style-type: none"> <li>16～19才 4%</li> <li>20～24才 18%</li> <li>25～39才 34%</li> <li>40～49才 25%</li> </ul>	女性 80.7% 男性 19.3%  平均年齢 37.3才(全国平均) 34才(ストックホルム)	女性が多数である。  正職員 35才 管理職 40才
7	学童保育所の組織体制 運営主体	(放課後児童クラブ) 私营(個人、グループ、チェーン) 38% 寄付運営組織(教会、チャリティ、委員会) 28% 学校・大学 28% 自治体 7%  (休暇クラブ) 私营 48% 寄付運営組織 27% 学校・大学 16% 自治体 10%  尚、放課後クラブの44%、 休暇クラブの42%は非営利組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公的な学童余暇センターは地方自治体(コミュニティ)</li> <li>・民間のものの中には親による協同組合形式もあり。</li> </ul>	地方自治体である場合が多い。 パリーパリ市

オーストラリア	韓国 (地域児童センターについて)	日本
不明	女性が圧倒的に多い  40～49才 54% 30～39才 23.3% 50～59才 16.7% 20～29才 8.4%	データがないため不明
キーンズランド州の場合、 コミュニティ運営 73.9% 私立 12% 政府運営 4% その他（民間、親の団体、教会） 2%	個人 2,536 ヶ所（63.4%） 宗教団体 467 ヶ所（11.7%） 財団法人 336 ヶ所（8.3%） 社会福祉法人 334 ヶ所（8.3%） 自治体 8 ヶ所（0.2%）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置・運営形態は、公立公営が 40.3%、公立民営が 43.0%、民立民営が 16.7%（2012年5月現在）。</li> <li>・ 民営の場合、委託事業、補助事業、指定管理事業などで運営されている。補助なしのところもある。</li> <li>・ 民営の運営主体は、法人等、地域運営委員会、社会福祉協議会、父母会・保護者会など。</li> </ul>



		イギリス	スウェーデン	フランス
7 学童保育所の組織体制	財源	<p>自治体や国からの公的補助を受けている施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後児童クラブ 20%</li> <li>・休暇クラブ 33%</li> </ul> <p>保護者の雇用主から補助を受けている施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後児童クラブ 87%</li> <li>・休暇クラブ 89%</li> </ul> <p>その他、募金活動も行っている。</p> <p>利用料が家庭により異なる施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後児童クラブ 34%</li> <li>・休暇クラブ 38%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公的補助金は主として地方税</li> <li>・2008年の年間費用の内、4分の1は税負担、4分の3が公的負担</li> </ul>	<p>全費用の35～40%が利用料でカバーされている。残りはパリ市が支払う。</p> <p>利用料金は親の所得により8ランクに分けられる（パリ市）。</p>
	人的組織	不明	不明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正規の責任者及び指導員以外は、企画に合わせたスタッフを募集する。</li> </ul> <p>Ex. 美術館スタッフ、プールスタッフ等</p>

オーストラリア	韓国 (地域児童センターについて)	日本
<ul style="list-style-type: none"> <li>・学童保育の所在地を都市部・都市近郊・過疎地の3段階に分け、補助金算出(過疎地は補助金が多い)。</li> <li>・毎年、連邦政府による見直しあり。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公的財源が十分でないため、講演期が重要な財源である。</li> <li>Ex. 共同募金、企業からの支援、非営利からの支援、個人からの支援等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の補助金は、市町村に対する奨励的な補助金となっている。</li> <li>・補助単価は、年間事業経費の二分の一(残り二分の一は保護者負担)を想定しており、それを国、都道府県、市区町村が三分の一ずつ負担する。</li> <li>・運営費補助の算定基礎は人件費のみ。</li> <li>・国の基準額を上回る補助をしている市区町村もある。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校から学童まで送るバスの運転手や臨時の事務員を雇っている施設もある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童50人以上の施設では、栄養士及び調理師の配置義務がある。</li> </ul>	-

		イギリス	スウェーデン	フランス
7 学童保育所の組織体制	プログラム	<p>活動内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ、舞台芸術に人気がある。</li> <li>・性別や年齢で好みの違いがある。 女子：ダンス、演劇、音楽、美術等 男子：スポーツ</li> </ul> <p>学年が上がると宿題や勉強への参加が増える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・おやつ、外遊び、工作、読書、宿題、木工、ヨガ、サッカー</li> <li>・詳細なスケジュールは立てずに子どもの要望を優先させる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テーマを決めて午前と午後に分かれたプログラム作成</li> <li>・柔軟性を持たせて余暇を有意義に過ごすことを目的とする。</li> <li>・水曜にはセンターから出てピクニック、映画鑑賞、美術鑑賞、スポーツ等を行う。</li> </ul>
	学校教職員との協働	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校が運営していない放課後クラブの24%は特定の学校と契約している。</li> <li>2校以上と契約しているクラブは44%</li> <li>・学校と契約している施設の38%は学校からの施設への交通手段を提供している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教員間での相互交流が奨励されている。</li> <li>・学童余暇センター教員の多くは学校で演劇、音楽、スポーツ、その他の創作活動の科目を受け持っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教職員は長期バカンス時に自由契約者として余暇センターで働くことを志願できる。</li> </ul>
	ボランティアの導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後クラブ職員の4%はボランティア、5%は学生の実習である。</li> <li>・派遣職員利用施設も13%、ロンドンでは22%である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・詳細は不明</li> <li>・すべて有給スタッフによる運営の可能性大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パリ市の余暇センターではボランティアを導入していない。</li> </ul>

オーストラリア	韓国 (地域児童センターについて)	日本
<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本は自由保育、新制度により児童一人一人の興味や発達に合った遊びの提供</li> <li>・二週間ごとにプログラムをたてて発表している州もある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学習指導、生活教育及び指導、安全教育、相談事業等</li> <li>・キャンプ活動、生活支援、学習支援を子どもの年齢にあわせて実施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動内容に関する国の規定はない。市区町村も特に定めていないところが多く、各市区町村や放課後児童クラブによって多様である。</li> <li>・例として、出欠確認、外遊び、スポーツ、室内遊び、工作、宿題、おやつなど。</li> </ul>
不明	地域児童センターにより差はあるが、必要に応じて学校の担任と地域児童センターの職員が連携し、子ども支援を実施している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校との情報交換を行っている 98.1%</li> <li>・学校施設の利用 65.6%</li> <li>・保育所・幼稚園との連携 62.7%</li> <li>・なお、約半数の放課後児童クラブが学校内に設置されている。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・スタッフが休暇をとる時ボランティアを活用している（質には問題有り）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常勤職員が少ないため、支援に必要な専門ボランティア（学習、音楽など）、生活支援ボランティア（生活支援、食事準備など）が常に参加している。</li> </ul>	データがないため不明

	イギリス	スウェーデン	フランス
8 学童保育指導員数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後クラブ職員数 72,100人（内有給職員 66,300人）</li> <li>・休暇クラブ職員数 83,300 人（内有給職員 73,000人）</li> <li>・職員数の伸び率は放課後ク ラブで18%、休暇クラブで 23%で、保育所15%を上回 っている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2010年の学童保育指導 員数 30,800人（内女性 80.7%、男性 19.3%）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パリ市の場合、学童保 育指導員 6,500人（内正 職員 2000人、自由契約 職員 4,500人）</li> </ul>
9 学童保育指導員について の問題点と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 放課後クラブと休暇ク ラブの増加（親の就労と遊び に対する社会的関心増）。</li> <li>② プレイワークに関する 教育・訓練のあり方を検討中</li> <li>③ 学童保育指導員の資格 のレベル引き上げの必要性</li> <li>④ 学童保育は親の就労理 由だけでなく、子どもの成長 につながるものとして発展 させていかねばならない。</li> <li>⑤ 子どもの年齢により学 童保育指導員の資格・養成を 分けることも検討課題とな る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 小学校との統合の中 でも学童余暇教育と小学 校教育の身分格差がある。</li> <li>② 学童余暇教員も教員 免許制が導入されたため 教員不足が起きる可能性 がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域間格差が大き い。</li> <li>② 多くの地域では学 童保育指導員の身分の 確立は不十分である。</li> </ul>

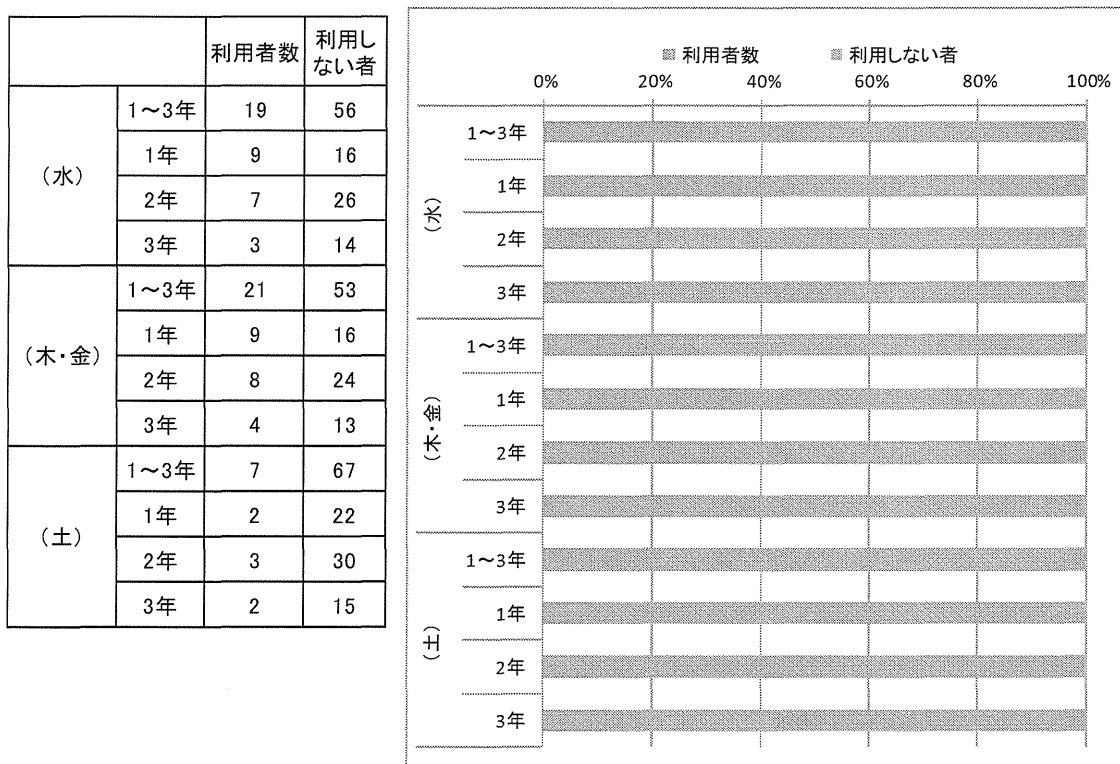
オーストラリア	韓国 (地域児童センターについて)	日本
<p>2009年クィーンズランド州の場合、指導員 3,385 名 (内コーディネーター16%、アシスタント・コーディネーター8%、アシスタント76%)</p>	<p>地域児童センター8,709 名 ・施設長 4,003 名 (内 男性 30.9%、女性 69.1%) ・生活福祉士 4,706 名 (内 男性9.9%、女性90.1%)</p>	<p>・放課後児童指導員数 86, 457 人 (2012 年 5 月現在) ・ここ 5 年の間に 20,000 人近く増加。</p>
<p>① 学童保育指導員の犯罪歴チェック制度を設ける等の工夫がある。 ② 応急処置の技術習得の義務づけなど安全面での高い配慮 ③ 国家基準の資格のないアシスタントが大半を占めている。 ④ 学童保育開所時間と就労時間の不整合がある。</p>	<p>① 地域児童センターの他、青少年教育支援アカデミー、放課後学校等の制度が並立している(階層間格差解消)。 ② 子どもの貧困からの救済を目的とする地域児童センターでも多面的な支援が要求されている。 ③ 公的支援が不十分な中で民間支援や職員の犠牲で行われている面がある。</p>	<p>急がれる改善の課題を示す ①放課後児童指導員に関する規定を明確化すること。 ②放課後児童指導員を専任の職員として配置するとともに、長期的に安定した雇用を保障できるようにすること。 ③放課後児童指導員は常時複数配置することを義務付けること。 ④放課後児童指導員の勤務時間を、開所時間の前後に必要な準備時間を設けることを前提として設定されること。 ⑤放課後児童クラブにおける集団の規模を、おおむね 40 人程度までとすること。</p>

2. 調査研究②a(表 1～11)

表②a-1 学童保育の利用状況

	総数(回収表)			利用者数			利用しない者			学童保育 利用率(%)		
	(水)	(木・金)	(土)	(水)	(木・金)	(土)	(水)	(木・金)	(土)	(水)	(木・金)	(土)
1～3年	75	74	74	19	21	7	56	53	67	25.3	28.3	9.4
1年	25	25	24	9	9	2	16	16	22	36.0	36.0	8.3
2年	33	32	33	7	8	3	26	24	30	21.2	25.0	9.0
3年	17	17	17	3	4	2	14	13	15	17.6	23.5	11.7

\*(木・金)No.43、(土)No.9は無効票



表②a-2 学童保育の利用者の平均時間

	行為者の平均利用時間 1)		
	(水)	(木・金)	(土)
1～3年	234 (3h54m)	156 (2h36m)	458 (7h38m)
1年	230 (3h50m)	186 (3h06m)	528 (8h48m)
2年	236 (3h56m)	132 (2h12m)	407 (6h47m)
3年	243 (4h03m)	140 (2h20m)	465 (7h45m)

(参考)平均下校時刻		
	(水)	(木金)
1～3年	13:18	14:48
1年	13:15	14:38
2年	13:17	14:41
3年	13:24	15:14

注 1) その活動項目に関して、行動している人の活動時間の平均値を示す

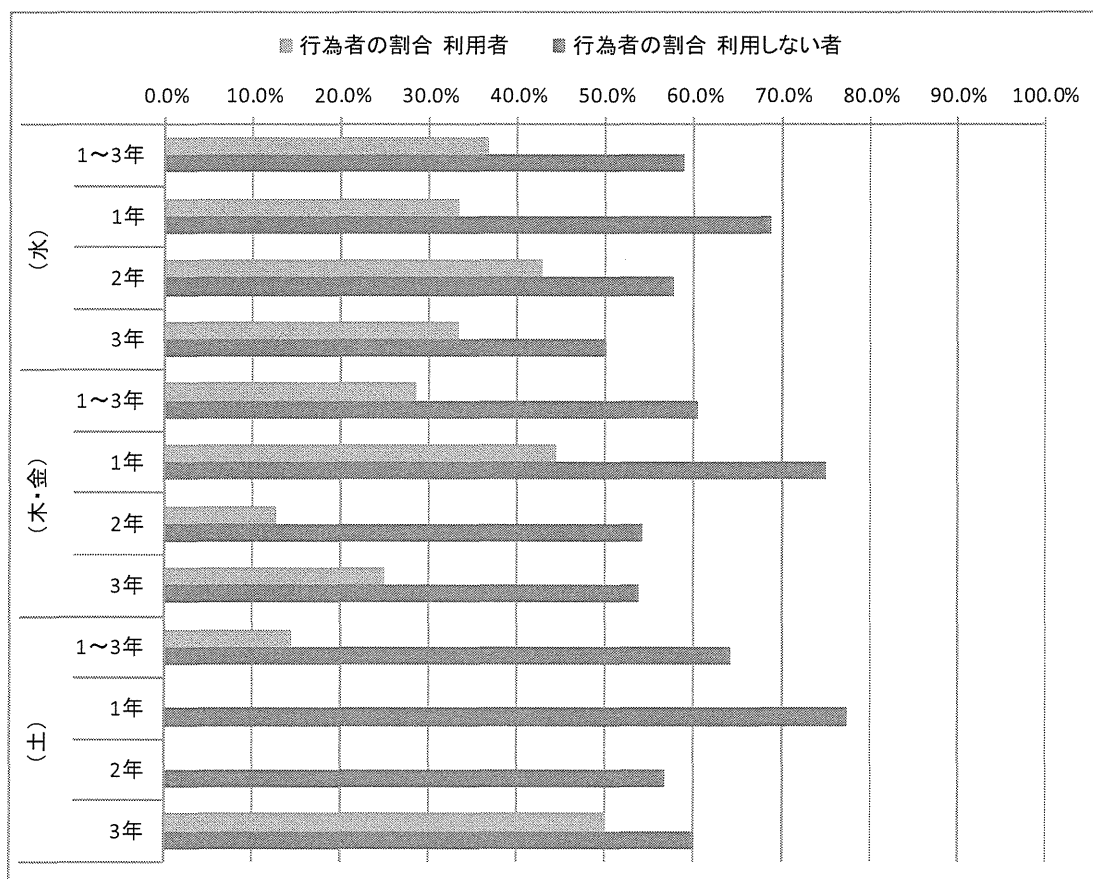
表②a-3 起床時刻、就寝時刻（学童保育利用の有無別）

		起床時刻(h:m)		就寝時刻(h:m)		睡眠時間(分)、(hm)			
		利用者	利用しない者	利用者	利用しない者	利用者		利用しない者	
(水)	1～3年	6:59	6:58	21:30	21:20	569	9h29m	577	9h37m
	1年	7:02	6:52	21:26	21:03	576	9h36m	589	9h49m
	2年	6:59	7:03	21:35	21:29	564	9h24m	572	9h32m
	3年	6:53	6:56	21:33	21:26	560	9h20m	570	9h30m
(木・金)	1～3年	7:02	6:58	21:42	21:23	560	9h20m	575	9h35m
	1年	7:06	6:48	21:42	20:57	564	9h24m	593	9h53m
	2年	7:00	7:06	21:44	21:35	556	9h16m	570	9h30m
	3年	6:55	6:55	21:37	21:32	558	9h18m	563	9h23m
(土)	1～3年	7:08	7:38	21:30	21:33	579	9h39m	604	10h04m
	1年	7:15	7:17	22:05	21:19	550	9h10m	598	9m58m
	2年	6:50	7:56	21:06	21:41	583	9h43m	614	10m14m
	3年	7:30	7:32	21:30	21:40	600	10h00m	592	9m52m



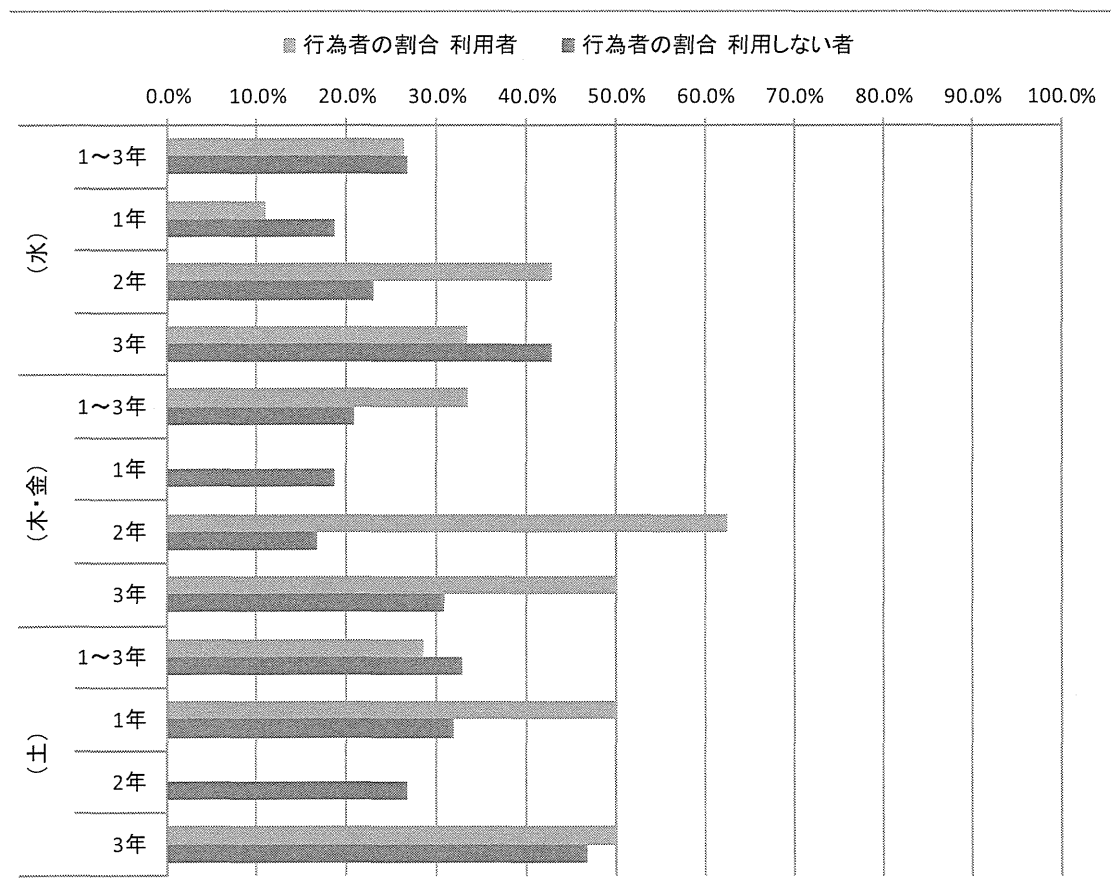
表②a-4 団らん・会話の行為者数（学童保育利用の有無別）

		行為者の実数(人)		行為者の割合		行為者の平均時間(分)	
		利用者	利用しない者	利用者	利用しない者	利用者	利用しない者
(水)	1～3年	7	33	36.8%	58.9%	26.4	48.0
	1年	3	11	33.3%	68.8%	25.0	50.5
	2年	3	15	42.9%	57.7%	28.3	46.0
	3年	1	7	33.3%	50.0%	25.0	48.6
(木・金)	1～3年	6	32	28.6%	60.4%	38.3	41.7
	1年	4	12	44.4%	75.0%	42.5	41.7
	2年	1	13	12.5%	54.2%	30.0	41.9
	3年	1	7	25.0%	53.8%	30.0	41.4
(土)	1～3年	1	43	14.3%	64.2%	40.0	131.4
	1年	0	17	0.0%	77.3%	-	130.6
	2年	0	17	0.0%	56.7%	-	120.0
	3年	1	9	50.0%	60.0%	40.0	154.4



表②a-5 お手伝いの行為者数（学童保育利用の有無別）

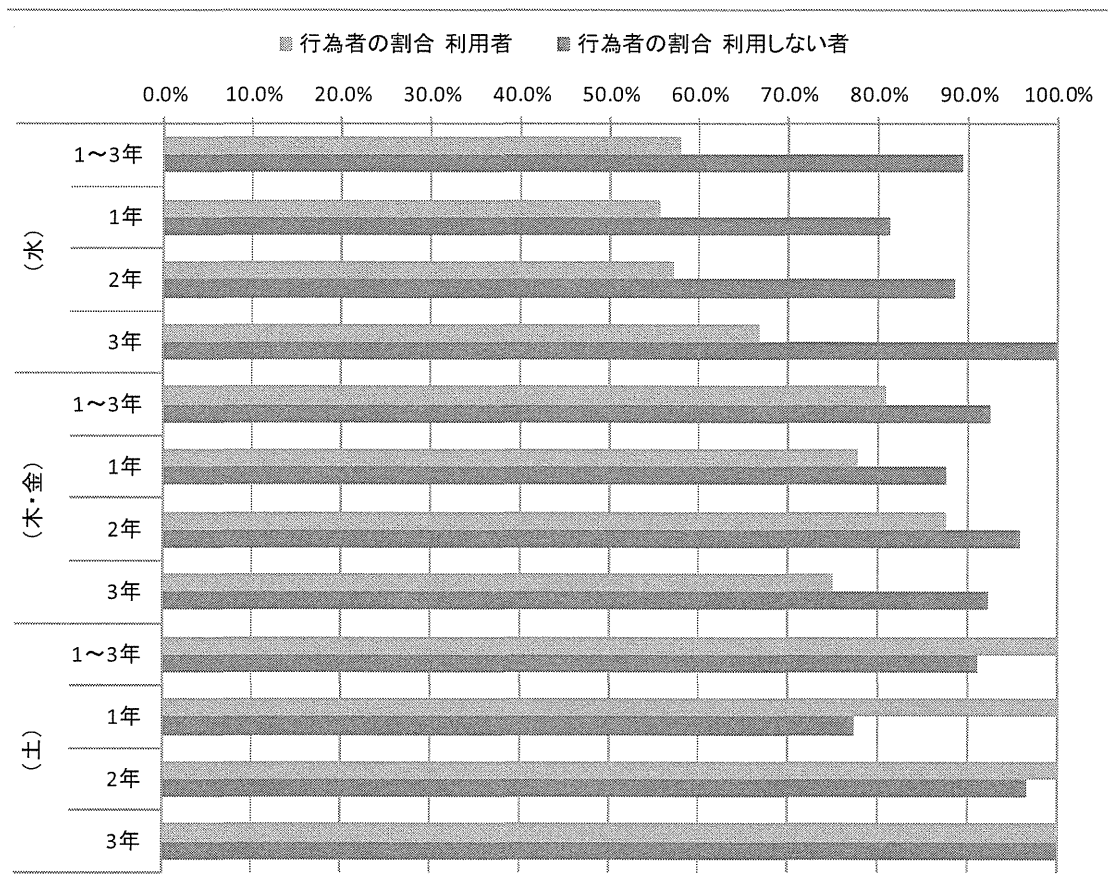
		行為者の実数(人)		行為者の割合		行為者の平均時間(分)	
		利用者	利用しない者	利用者	利用しない者	利用者	利用しない者
(水)	1～3年	5	15	26.3%	26.8%	14.0	20.0
	1年	1	3	11.1%	18.8%	15.0	10.0
	2年	3	6	42.9%	23.1%	15.0	25.0
	3年	1	6	33.3%	42.9%	10.0	20.0
(木・金)	1～3年	7	11	33.3%	20.8%	16.4	17.3
	1年	0	3	0.0%	18.8%	-	10.0
	2年	5	4	62.5%	16.7%	14.0	18.8
	3年	2	4	50.0%	30.8%	22.5	21.3
(土)	1～3年	2	22	28.6%	32.8%	20.0	32.7
	1年	1	7	50.0%	31.8%	30.0	30.0
	2年	0	8	0.0%	26.7%	-	28.8
	3年	1	7	50.0%	46.7%	10.0	40.0



表②a-6 余暇(テレビ・DVD、ゲーム)の行為者数 (学童保育利用の有無別)

		行為者の実数(人)		行為者の割合		行為者の平均時間(分)	
		利用者	利用しない者	利用者	利用しない者	利用者	利用しない者
(水)	1～3年	11	50	57.9%	89.3%	61.8	71.7
	1年	5	13	55.6%	81.3%	37.0	61.2
	2年	4	23	57.1%	88.5%	78.8	83.3
	3年	2	14	66.7%	100.0%	90.0	62.6
(木・金)	1～3年	17	49	81.0%	92.5%	53.8	63.6
	1年	7	14	77.8%	87.5%	47.1	59.3
	2年	7	23	87.5%	95.8%	63.6	68.7
	3年	3	12	75.0%	92.3%	46.7	58.8
(土)	1～3年	7	61	100.0%	91.0%	158.6	144.1
	1年	2	17	100.0%	77.3%	110.0	151.5
	2年	3	29	100.0%	96.7%	220.0	144.0
	3年	2	15	100.0%	100.0%	115.0	136.0

※ パソコン・インターネット・スカイプ、映画は入れていない。



表②a-7 余暇(遊び、運動)の行為者数 (学童保育利用の有無別)

		行為者の実数(人)		行為者の割合		行為者の平均時間(分)	
		利用者	利用しない者	利用者	利用しない者	利用者	利用しない者
(水)	1~3年	12	38	63.2%	67.9%	38.8	97.5
	1年	6	12	66.7%	75.0%	44.2	117.9
	2年	5	18	71.4%	69.2%	35.0	81.7
	3年	1	8	33.3%	57.1%	25.0	102.5
(木・金)	1~3年	11	29	52.4%	54.7%	43.6	65.5
	1年	4	8	44.4%	50.0%	42.5	81.9
	2年	5	14	62.5%	58.3%	48.0	53.2
	3年	2	7	50.0%	53.8%	35.0	71.4
(土)	1~3年	5	58	71.4%	86.6%	69.0	192.5
	1年	1	20	50.0%	90.9%	160.0	215.3
	2年	2	27	66.7%	90.0%	57.5	186.3
	3年	2	11	100.0%	73.3%	35.0	166.4

